



加古川商工会議所

第69回優良従業員表彰 被表彰者推薦のご案内

【優良従業員表彰要項】

■目的

会員事業所の従業員の中から模範となる優良従業員を表彰し、従業員の勤労意欲を高揚することにより、道徳の向上と企業の発展に資することを目的とする。

■優良従業員の選定

- (1) 会員事業所より被表彰者の推薦を受ける。
- (2) 会員委員会で構成する審査委員会を設け、同委員会において被表彰者を決定する。
- (3) 会員事業所からの被表彰者数は次のとおりとする。

- | | | |
|------|----------|-------|
| ①従業員 | 100名未満 | 2名以内 |
| ②従業員 | 500名未満 | 5名以内 |
| ③従業員 | 1,000名未満 | 8名以内 |
| ④従業員 | 1,000名以上 | 10名以内 |

■選定基準

令和5年4月1日現在において次の諸点を考慮する。

- (1) 勤続年数がおおむね5年以上であること。
- (2) 勤務成績が良好であって、一般従業員の模範となる者。
- (3) 経営上、新しい工夫考察を行ない、能率の増進、販路の拡張開拓、その他勤務先の繁栄に著しく貢献のあった者。
- (4) 法規違反によって処罰された事実がないこと。

■推薦申込方法

優良従業員表彰推薦書を当所窓口までご提出ください。

(推薦書は、当所に準備しておりますのでご請求ください)

■事業所負担金

1名につき 10,000 円

(被表彰者にお渡しする記念品等の一部に充当します)

■表彰式典開催日

令和5年6月1日(木) 10:00~

於：加古川プラザホテル

■お問い合わせ

加古川商工会議所 会員課

〒675-0064 加古川市加古川町溝之口800

TEL 079-424-3355

《新型コロナウイルス感染防止対策》

感染症法上の分類や措置等に変更があった場合、開催日現在に求められる対策を講じて実施致します。

なお、感染状況等の影響により、やむなく式典を中止または内容を変更する場合があります。

推薦書提出締切日 令和5年4月14日(金) 必着